

## 沖縄海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項の規定により、知事が沖縄海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）を任命するための手続に関し、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

**第2条** 法第139条第1項の規定による推薦の求め及び募集（以下「推薦の求め及び募集」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 個人に対し候補者の推薦を求める方法（以下「個人推薦」という。）
- (2) 法人又は団体に対し候補者の推薦を求める方法（以下「団体推薦」という。）
- (3) 一般に募集する方法（以下「一般募集」という。）

(推薦を受ける者又は募集に応募する者の資格)

**第3条** 個人推薦若しくは団体推薦による推薦を受け、又は一般募集に応募する資格（以下「資格」という。）を有する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とする。

2 委員就任予定日において、次の各号のいずれかに該当する者は、資格を有しない。

- (1) 法第138条第4項各号のいずれかに該当する者
- (2) 法第140条に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(推薦及び応募手続)

**第4条** 個人推薦による推薦は、推薦しようとする者（推薦しようとする者が複数ある場合にあっては、その代表者）が様式第1号を知事に提出することにより行うものとする。

2 団体推薦による推薦は、推薦しようとする法人又は団体の代表者が様式第2号を知事に提出することにより行うものとする。

3 一般募集への応募は、応募しようとする者が様式第3号を知事に提出することにより行うものとする。

(推薦の求め及び募集の周知)

**第5条** 知事は、推薦の求め及び募集をしようとするときは、その都度、当該推薦の求め及び募集の期間、前条の書類の提出方法、その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 知事は、推薦の求め及び募集をしようとするときは、県広報誌への掲載その他知事が必要と認める方法によりその周知に努めるものとする。

(推薦の求め及び募集の期間)

**第6条** 推薦の求め及び募集の期間は、30日間とする。

- 2 知事は、必要と認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(委員の任命)

**第7条** 知事は、委員に任命する予定の者を決定の上、当該者について、県議会の同意を得て委員に任命するものとする。

(候補者の評価)

**第8条** 推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「委員候補者」という。）を評価するため、沖縄海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 知事は、前条の規定により委員に任命する予定の者を決定するに当たっては、必要に応じ、委員候補者の評価について評価委員会の意見を聴くものとする。

(委員の補充)

**第9条** 知事は、罷免、失職又は辞任等により委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続きに基づき、委員の補充に努めなければならない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から、漁業法等の法律の一部を改正する法律（平成30年法律第95号。同法附則第1条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間におけるこの要綱の規定の適用については、第1条中「、漁業法」とあるのは、「、漁業法等の法律の一部を改正する法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法」とする。